Keio Associated Repository of Academic resouces

	icio / issociated Repository of / reddefine resources					
Title	田口卯吉の貿易理論と関税政策					
Sub Title	Taguchi Ukichi; Tariff Reform Problem and Foreign Trade Theory in Meiji Japan					
Author	牛島, 利明(Ushijima, Toshiaki)					
Publisher						
Publication year	1992					
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.5 (1992. 12) ,p.110- 130					
JaLC DOI						
Abstract	鼎軒田口和吉(1855-1905)を取り上げたこれまでの研究は,かれを自由主義経済論を一貫して主張した経済学者であると評価している点で共通している。しかし,田口の自由貿易論の根拠となった経済理論については,古典派経済学を祖述したと評価されるのみで,かれが展開した理論の具体的内容に関する検討はほとんど行われていない。さらに,田口は輸出税の撤廃についてはその運動の先頭に立ったが,他方で輸入税の撤廃については積極的な発言・行動をとったことはなかった。なぜ田口は自由貿易論者のもっとも基本的な主張だと考えられる輸入税撤廃に対して実際的な行動を行わなかったのであろうか。田口の国際貿易に関する理論的主張を検討すると,かれはA. ペリーの誤れる「比較生産費原理」の矛盾を批判することによって反リカードを唱えたが,実際にはリカードとまったく同様の原理に基づく自由貿易の利益を独自に主張していたことがわかる。また,輸出入関税の経済効果についても,需要・供給関数を想定したうえで税の帰着について分析を加えるなど,田口の理論はマーシャル流ともいえる部分があった。このように,田口は貿易理論上はリカーディアンであったが,現実の政策への対応では,日本が保護主義的な政策を進めていく時期でも,その動向を黙認していた。これは,田口の政策的視野が貿易にとどまらず,外交,財政政策にまでおよんでいたことに原因がある。かれは財政改革を唱える一方で,日清・日露戦争時には主戦論を主張していた。軍事支出の削減を強く主張することができない以上,輸出税撤廃のみならず,重要な財源である輸入税の即時撤廃を主張することは,自らの政策矛盾を露呈する危険をもっていた。田口の行った理論的主張と政策的主張とのギャップは,かれの政策提言全体の整合性を保つためのものであったと考えられる。					
Notes						
Genre	Journal Article					
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19921225-04056218					

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究 35 巻 5 号 1992 年 12 月

田口卯吉の 貿易理論と関税政策

牛 島 利 明

〈要 旨>

鼎軒田口卯吉 (1855-1905) を取り上げたこれまでの研究は、かれを自由主義経済論を一貫して主張した経済学者であると評価している点で共通している。しかし、田口の自由貿易論の根拠となった経済理論については、古典派経済学を祖述したと評価されるのみで、かれが展開した理論の具体的内容に関する検討はほとんど行われていない。さらに、田口は輸出税の撤廃についてはその運動の先頭に立ったが、他方で輸入税の撤廃については積極的な発言・行動をとったことはなかった。なぜ田口は自由貿易論者のもっとも基本的な主張だと考えられる輸入税撤廃に対して実際的な行動を行わなかったのであろうか

田口の国際貿易に関する理論的主張を検討すると、かれはA. ペリーの誤れる「比較生産費原理」の 矛盾を批判することによって反リカードを唱えたが、実際にはリカードとまったく同様の原理に基づく 自由貿易の利益を独自に主張していたことがわかる。また、輸出入関税の経済効果についても、需要・ 供給関数を想定したうえで税の帰着について分析を加えるなど、田口の理論はマーシャル流ともいえる 部分があった。

このように、田口は貿易理論上はリカーディアンであったが、現実の政策への対応では、日本が保護主義的な政策を進めていく時期でも、その動向を黙認していた。これは、田口の政策的視野が貿易にとどまらず、外交、財政政策にまでおよんでいたことに原因がある。かれは財政改革を唱える一方で、日清・日露戦争時には主戦論を主張していた。軍事支出の削減を強く主張することができない以上、輸出税撤廃のみならず、重要な財源である輸入税の即時撤廃を主張することは、自らの政策矛盾を露呈する危険をもっていた。田口の行った理論的主張と政策的主張とのギャップは、かれの政策提言全体の整合性を保つためのものであったと考えられる。

<キーワード>

田口卯吉,明治日本,自由貿易,保護貿易,関税,税の帰着,需要・供給関数,比較生産費原理,政策提言,東京経済雑誌

1. 論 点

自由貿易か保護貿易か、という問題は、時代を越えて経済政策上の重要な論点である。1866年の

「改税約書」締結から1899年に関税自主権を回復するまで、日本の関税は片務的に従価換算5%の 水準に抑えられていた。「不平等」条約による関税自主権の喪失と開港以来の貿易収支の赤字は、西 欧諸国の経済的侵略に対する危機感を生み、早期の条約改正という外交的要求とともに、国内産業 育成のための保護貿易政策を望む声が高まっていった。

しかしこの一方で、1870年代終盤から自由貿易の利益を積極的に評価した上で保護主義に反対する論者が登場しつつあり、各種の新聞、雑誌において、それぞれの立場から自由・保護主義をめぐる議論が繰り広げられることになった。このような「経済論壇」の成立期において、自由貿易派の旗手としての役割を果たしたのが鼎軒田口卯吉 (1855—1905) であったことは広く認められている。

これまでの多くの研究では、経済学者ないし経済思想家としての田口を「古典派の自由主義経済思想をもっとも忠実に、いわば直訳的に摂取し、その自由主義経済論を一貫して主張した、わが国でも特異な経済思想家」と評価している点でほぼ共通している。たしかに、『自由交易日本経済論』 (1878年) において「今題して日本經濟論と日ふ、其自由交易の四字を冠らしむるものは其主義此に在るを以てなり」と述べて以来、田口は一貫して自由貿易の利益を主張していた。そしてこの主張の根底には、自由貿易論にとどまらず広く経済全体を対象とする自由主義思想が存在していた。

しかしながら、田口の自由貿易論の根拠となった経済理論については、これまで古典派経済学を 援用したと評されるのみで、田口が古典派理論をどのように理解していたか、理論の展開が整合的 であったのかどうか、という点に関してはほとんど検討されてこなかったといえる。また、田口は 自らが主宰する『東京経済雑誌』での四半世紀にわたる評論活動、また衆議院議員としての政治活 動において輸出税撤廃を主張したほか、同税全廃同盟の理事長に就任するなど、その運動の先頭に 立ったが、輸入税撤廃については実際的な活動を行ったことはなかった。なぜ田口は自由貿易論者 のもっとも基本的な主張だと考えられる輸入税撤廃に対して実際的な活動を行わなかったのか。こ れらを論点とし、本稿では以下の点を明らかにする。

田口の国際貿易に関する理論的主張を検討すると、かれはA. ペリーの誤れる「比較生産費原理」の矛盾を批判することによってリカードの原理を批判したが、実はリカードとまったく同様の原理に基づく自由貿易の利益を独自に主張していた。また、補論 II において明らかにするように、田口はプリミティブながら需要・供給関数を想定して輸出入関税の帰着について分析するなど、かれの経済理論にはマーシャル流ともいえる部分もあった。これまで、田口はしばしば「日本のアダム・スミス」と評されてきたが、貿易理論においては絶対優位ではなく比較優位を問題としたとい

¹⁾ 長幸男,住谷一彦(編)『近代日本経済思想史』有斐閣,1969年,p.67。また近年においても同様の評価がみられる。たとえば,老川慶喜「自由・保護貿易論争一田口卯吉・犬養毅」杉原四郎,逆井孝仁(編)『日本の経済思想四百年』日本経済評論社,1990年を参照。

²⁾ この点については,溝川喜一「田口卯吉の経済思想―経済と歴史」杉原四郎(編)『近代日本の経済思想』ミネルヴァ書房,1971年を参照。

う点で,この評価は適切ではない。さらにマーシャル流ともいえる需給均衡による価格メカニズム を政策分析に応用したという点では,単にイギリス古典派の祖述家として田口をとらえることも不 適切であろう。

このように、田口は国際貿易に関する理論上、真正のリカーディアンであったが、現実の政策としては、関税自主権回復後に日本が保護主義的な色彩を強めていく時期にあっても、その動向を事実上容認していた。かれは理論的主張として終生、自由貿易を掲げながら、現実にはその主張と乖離した立場をとっていたのである。これは、田口の政策提言が貿易分野にとどまらず、外交、財政政策にまでおよんでいたことに原因がある。かれは財政改革を唱える一方で、日清、日露戦争時には主戦論を主張していた。主戦論と軍事支出の削減が矛盾する以上、輸出税撤廃のみならず、重要な財源であった輸入税の即時撤廃を主張することは、自らの政策矛盾を露呈する危険をもっていた。田口は外交、財政政策上の要請から関税を財源のひとつして考慮せざるをえなかったのである。いわば、田口にとって自由貿易論は、かれの多面的な政策提言の一面を現したものにすぎなかったといえる。

2. 田口卯吉の貿易・関税理論

田口卯吉が自由貿易主義の根拠となる理論的側面について体系的に論じたのは,主として『自由交易日本経済論』と,『東京経済雑誌』に掲載された「自由交易論」(1880年),「海関税廃すべし」(1882年),「非海関税論」(1885年)である。本節ではこれら4編を中心とし,田口の国際貿易論について検討する。

2.1. 国際貿易論―比較生産費原理についての理解

今日の経済学は、国際貿易によって得られる直接的利益を、第1に国内で生産不可能な財を獲得できること、第2に世界規模での生産資源の効率的な配分が可能になることとしている。後者、つまり自由貿易下における貿易パターンの決定と国際分業の利益を明らかにする基礎となったのは、3)リカード『経済学及び課税の原理』による比較生産費原理であった。田口の貿易論を検討するに当たっては、まず古典派貿易論の中核である比較生産費原理に対する理解がどのようなものであったかを明らかにしなければならない。

田口はその最も初期の著作『日本経済論』において、分業の利益を「人の稟賦開化の相異なるに因り、國々の温度氣候地位地味の相ひ異なるに因り、人間百般の需求に應ずべき物品を一國の内一

³⁾ David Ricardo, On The Principles of Political Economy and Taxation, 1817. (羽鳥卓也, 吉澤芳樹 訳『経済学及び課税の原理』岩波文庫, 1987年)

人の手に製作せしむるは決して利益ある事に非ざるなり。各々其長ずる所を務め、相ひ交易して其需求を満たすは最も利益あるなり」と説き、国際貿易においても同様の利益が達成されると考えていた。また、比較生産費原理についてはじめて言及したのも、やはり同書第五章「リカルド氏の説を駁す」においてであった。

この章で田口はアメリカの経済学者A.ペリー(1830-1905)『経済原論』を引用し、「英國の經濟學士リカルド氏の唱へ出せし所」の「外國交易は唯一の製産入費を以て價を決するものに非ず,比較せる製産入費を以て價を決するものなり」という説、すなわちリカードの比較生産費原理を「駁撃」することを試みている。しかし、ペリーが用いた仮設例は比較生産原理の説明としては誤っていたか、結果として田口の批判はリカードに向けられたものとはなっていなかったことに注意しなければならない。

周知のようにリカードにおける生産費とは財1単位を生産するために投入された労働量で計られるもので、比較生産費原理は貨幣的側面を捨象した実物的モデルとして展開されている。ところがペリー『経済原論』における生産費は貨幣価格で表示されていた。彼はイギリスが綿1単位を100ドル、絹1単位を120ドルで、またフランスが綿を96ドル、絹を80ドルのコストで生産していると仮定する。この仮定のもとでは、フランスは綿、絹両方ともイギリスより安価に生産可能である。両国がこのようなコスト構成の場合にも、フランスは自国製の絹(80ドル)をイギリス製の綿(自国で生産すれば96ドル相当)と交換することにより20%の利益を得ることができる。((96-80)/80×100=20%)また、イギリスも自国製の綿(100ドル)をフランス製の絹(自国生産120ドル相当)と交換することにより同じように20%の利益を得る。よって、イギリスは綿を輸出し絹を輸入、フランスは絹を輸出し綿を輸入するのが「二國の為めに大利ある」分業パターンである、とペリーは論じている。

しかし両国の生産している綿の品質が同一だとすれば、フランスが国産品より高価なイギリス綿を輸入するというのは現実にはあり得ない。田口はこの点を指摘して次のように反論した。英仏二国の貿易はバーター取引ではなく、「必ず貨幣ありて之が媒助」となる。フランスでは国産の綿が96ドルで入手可能であるから、イギリスはコスト100ドルで生産した綿を96ドル以下で販売しなければならない。仮にイギリス製の綿が100ドルで売り捌けたとしても、フランス国内では80ドルで絹を購入できるから、綿1単位の代価100ドル全額でフランス製の絹1単位を購入するというのは不合理である。またフランス製の絹を輸出するケースでも、イギリス国産絹は120ドルであるから、フランス製絹は少なくとも110ドル程度で売り捌くことができる。その代価で100ドルのイギリス製

^{4) 『}自由交易日本経済論』, p.42 (『鼎軒田口卯吉全集』第三巻, 吉川弘文館, 所収)。

⁵⁾ Arthur Latham Perry, *Elements of Political Economy*, New York: Charles Scribner and Company, 1866. を指す。本書は初版以来多くの改訂が行われているが田口がどの版を参照したかは明かでない。本稿作成のため参考にしたのは書名が*Political Economy*と改められたのちの第19版(1887年)である。本書についての詳細は,藤原昭夫「アーサー・L・ペリー 人と経済学」『千葉商大論叢』第24巻第3号(1986年12月)を参照。

綿を買うより、本国に現金を持ち帰って96ドルのフランス製綿を購入するほうが合理的である。したがってペリーの主張のような相互貿易は成立せず、イギリスはフランスから絹を輸入し、その代価としてフランスに正貨が支払われるというのが現実の貿易パターンになる。この結果、フランスでは正貨流入によって生産コストが上昇し、他方イギリスでは正貨流出のためコストは下降する。この現象は、イギリスで綿95ドル、絹114ドル、フランスで綿114ドル、絹95ドルとなるまで続き、ここではじめてイギリスが綿を、フランスが絹をそれぞれ輸出する分業パターンが成立する。よってリカード、実はペリーが「飽迄主張せんと欲したる比較せる製産入費の一論は忽ち根據なきものたる事を醒然として覺悟すべき」ということになる。

ここで田口が主張した正貨の流出入を媒介とする調整とは、貿易赤字国では正貨流出により通貨供給量が減少するためディスインフレーションが発生し、他方黒字国では逆のメカニズムが働いてインフレーションとなることにより国際収支が均衡へ向かう「物価一正貨流出入メカニズム(the price-speice-flow mechanism)」にほかならない。いま,綿,絹製造両部門で貨幣賃金が同水準であるとすれば,綿,絹1単位を生産するために必要な労働投入量の比率(相対価格)は,イギリスでは,100:120=5:6,フランスでは96:80=6:5となる。したがって,イギリスは綿に,フランスは絹に比較優位を持っている。ペリーの例のように,当初フランスが綿,絹両財で国際競争力を持っていたとしても,正価の移動によって物価が調整されれば,比較生産費原理にしたがってそれぞれ比較優位を持つ財が輸出されることになる。英仏両国で金本位制のルールが守られ,かつ貨幣供給量の変化と一般物価水準の変化の間にタイム・ラグはないという仮定が成立しているなら,田口の主張は比較生産費原理に照らして正当なものと考えられる。貨幣タームと実物タームの議論を混同したという点で誤りはペリーの側にあった。

また田口はフランスでは綿生産よりも絹生産によってより多くの利益が得られるため,「茲に述 ぶる所の如きの割合にては佛人の綿を作るものは全くなくなりて絹に轉職」し,同様に英国では 「終に總て綿を製するに至るべし」とイギリスが綿生産に,フランスが絹生産に特化することを示している。さらに以下の記述からは,田口がまさに比較優位財生産に特化する利益を主張していた ことが読み取れる。

「交易は天賦の差より發するものなり。國に長ずる所り,人に長ずる所あり,各其長ずる所を 以て其長ぜざる所のものと相交易す。故に其交易して得たるは其長ぜざる所のものにして必ず 自ら製するより多量ならざるべからず。是言はずと知れた論なり,何ぞ之を比較せる製産入費 杯と論ずるを要せんや」

⁶⁾ 金本位制のルールとは、貿易国が金平価を守ること、また金の流出入を不胎化せず国内における貨幣 供給量の増減に反映させることの 2 点である。なお、Elements of Political Economyの初版が刊行された1866年には、フランスは金本位制を採用していない。フランスが銀貨の自由鋳造を禁止するのは1876年であった。小野朝男『国際通貨制度』ダイヤモンド社、1963年参照。

おそらく田口はリカード『原理』を参照せず、ペリーのみに依拠したのであろう。したがって、 リカードの唱えた比較生産費原理を「駁撃」したことにはならなかったのである。

田口は同じ章の中で,J.S.ミルの『経済学試論集』をも批判している。しかし,田口が一部引用した「試論一」全体での議論はペリーのように誤解を招くものではなく,実物モデルとしての比較生産費原理の正しい説明となっている。また,リカード自身は『経済学および課税の原理』において国際貿易の貨幣的側面を考慮して生産国で要した費用よりも多額の金を代価として販売されないかぎり貿易が生じないことを指摘していた。さらにリカートはポルトガルがぶどう酒に,イギリスが毛織物に比較優位を持つ例を挙げたのちに,イギリスでぶどう酒生産の技術革新が起こるケースを想定し,為替手形の決済を通じた両国の通貨供給量の変化が一般物価に影響を与えるため「ぶどう酒と毛織物の価格は,共にイギリスでは謄貴し,共にポルトガルでは下落する」と述べている。田口がペリーのみにとらわれていなければ,ペリーとミルの記述の相違に気づいたはずである。その時点でリカード『原理』の該当部分を参照していれば,リカードの実物モデルが自分の考えと矛盾しないことを理解できたにちがいない。

『日本経済論』は1896年に第三版が出版されているが,このときにも用語改訂が行われたのみで 内容は変更されなかった。第三版諸言には「輓近二十年の歳月は經濟上の用語に於て大なる變化を 生せしものと云ふべし,唯々眞理の之に比して未た世間に弘布せさるは何ぞや」と記されている。 田口はペリー批判を通じてリカードを祖述していたわけではなく,自由貿易のもとで比較生産費原 理に基づいた分業の利益が得られることを独自に唱えていながら,皮肉なことに「比較せる製産入 費の一論」という「リカルド氏の説」には反対し続けていたのであった。

2.2. 貿易政策論―関税賦課の効果

田口が比較生産費原理と同等の内容を主張していたとすれば、彼が自由貿易を擁護したのは当然の帰結と考えられる。なぜなら、比較生産費原理のもとでは自由貿易を貫くことにより資源の最適配分が達成されるからである。実際、田口は『自由交易日本経済論』において、輸入税は「自然の分配」すなわち比較生産費原理による調整を「攪擾」するものであると説いている。輸入税は価格上昇により生産者利益を増加させる反面、消費者には損失を与え、一国全体の利益増加に結びつかない。それよりも、自由貿易の下で「天賦の利益ある物品」(比較優位産業)に特化することこそ「經濟學の眞理にして、何れの國に用ふるも曲ぐべからざるもの」というのが田口の主張であっ

⁷⁾ J. S. Mill, Essays On Some Unsettled Questions of Political Economy, London: John W. Parker, West Strand, 1844. (末永茂喜訳『経済学試論集』岩波文庫, 1936年)

⁸⁾ David Ricardo,前掲邦訳書,上巻, p.194。

⁹⁾ David Ricardo, 前掲邦訳書, 上巻, pp. 194-198。

10) た。

田口は『自由交易日本経済論』を出版した翌年,1879年1月に『東京経済雑誌』(以下『雑誌』と略記)を創刊し、自由主義経済学の立場から時事評論を行うようになる。一方、翌80年8月には犬養毅によって保護主義の立場に立つ『東海経済新報』(以下『新報』)が創刊され、『新報』廃刊の1882年まで両誌の間で自由・保護貿易論争が繰り広げられた。この論争において、田口は『新報』の自由貿易批判を反駁するために関税の経済効果についていっそう精緻な分析を行っている。

田口『雑誌』,犬養『新報』両紙の自由・保護貿易論争は,ふたつの時期に分けることができる。 すなわち『日本経済論』を批判した『新報』 1号「諸言」および「何謂保護」に始まり,『雑誌』 46号「自由交易論第三」に終わる第1期,そして『雑誌』 105-109号に連載された「海関税廃すべ し」から『新報』 64号の「答経済雑誌記者」までの第2期である。

第1期における『新報』の主張を要約すれば、以下の2点になる。まず第1は、「今世自由貿易者流」は「國勢ニ由ラス時情ニ由ラス經濟ナルモノハ萬國同一ナルモノト妄信セルガ如ク」である。 後発国において自由貿易を採用することは「商業上ノ隸属」を招き、国の「自完、自存」を脅かす。したがって、このような事態を防ぐためには、政府が保護政策を採用して国内産業を育成する必要が生ずる、ということ。そして第2は、国内産業を保護するために賦課する輸入税はすべて外国人が負担することになる。したがって、邦人の負担なく租税収入を得るという点からも保護税は 13) 望ましい、という主張であった。

上記第1点から明らかなように、『新報』の立場は保護政策によって国内産業を育成し、かつ一国の「自完、自存」を保持するという幼稚産業保護論にほかならなかった。第1期の論争は、もっぱらこのような『新報』の主張の第1点をめぐっておこなわれたが、田口の反論は従前の主張を繰り返したものであり『自由交易日本経済論』の域を越えるものではなかった。第1期の論争は両者の基本的考え方の相違、すなわち自由貿易か幼稚産業保護か、という点を確認するにとどまっていたといえよう。

第1期に議論されることなく残された『新報』の第2の主張、すなわち関税の帰着をめぐる問題

^{10) 『}自由交易日本経済論』, P. 25

¹¹⁾ 第1期の両紙の記事は『新報』が「緒言」、「何謂保護」(第1号,1880年8月21日)、「保護税論第一編ノー〜三」(第7〜9号,10月25日〜11月15日)、「保護税論第二編駁経済雑誌」(第10号,11月25日)、『雑誌』が「自由交易論第一〜第三」(第41,44,46号,10月15日,11月15日,12月5日)である。また、第2期は『新報』「海関税ヲ論シ経済雑誌記者ニ告ク」(第60、1882年5月5日)、「海関税論第二〜四」(第61〜63号,5月15日〜6月5日)、「答経済雑誌記者」(第64号,6月15日)、『雑誌』「海関税廃すべし」(第105号〜109号,4月1日〜28日)、「続海関税論」(第115号、6月10日)である。

¹²⁾ 前掲「保護税論第一編ノー」『新報』第7号, p.224。「保護税論第一編ノ二」『新報』第8号, p.261, p.263。

¹³⁾ 前掲「何謂保護」『新報』第1号, p.4。

¹⁴⁾ 第1期における論争のより詳細な経緯は,堀経夫『明治経済思想史』明治文献,1975年,pp.213—23 1,および杉山忠平「『東海経済新報』と保護政策」『明治啓蒙期の経済思想』法政大学出版会,1986年を 参照。

は、『雑誌』が口火を切った第2期の論争において中心的な問題となった。田口は「海関税廃すべし」において、関税は徴収コストが高くつく税であること、また保護税の場合でも国内消費者の税負担が生じると論じ、『新報』を批判している。

田口の反論を見る前に、まず『新報』が主張する内容を検討する。『新報』の主張の要点は、輸入税の負担者は税の軽重によって異なるという点である。輸入税が収税目的の軽税であり、課税後も国内産業が輸入製品と競争できない場合、輸入税は全額価格転嫁され、すべて国内消費者に帰着することになる。しかし、国内産業を保護するだけの重税(「保護ノ目的ヲ以テセル課税」)であれば、輸入税はすべて外国生産者の負担となる。たとえば、自由貿易のもとで、ある輸入製品の価格が1円であり、この価格では国産品は生産不可能であるとする。しかし、ここで0.3円の輸入税を賦課すれば国産品も市場に参入可能であり、市場価格は1.3円まで上昇する。このとき、国産品の国内市場供給「額」はちょうど輸入減少分(輸入品が「市場ヲ追払ハレタルノ額」)に相当する。もし、輸入品が課税前と同じ輸入「額」を維持しようとすれば、利潤を削って価格を引き下げなければならない。なおかつ国内産業が熟練と競争によって価格逓減を達成すれば輸入品は国内市場から駆逐される。したがって、保護税はすべて外国生産者の負担となる。以上が『新報』の論拠であった。

たしかに、保護関税の下で国内産業が熟練と競争により自由貿易時の価格水準以下で製品を供給することに成功すれば、関税賦課によって高価な製品を買わざるをえなくなる国内消費者も、「長期」的には税負担を回収する(将来得られる社会的利益が国内産業保護によって発生する社会的損失を上回る)ことが可能である。したがって、この点についての『新報』の主張は正しい。しかし、外国の生産者が課税前と同じ輸入「額」を維持するために利潤を削って価格を引き下げなければならない、ということと税の帰着とはまったく別問題である。関税の賦課によって財の価格が上昇するとすれば、通常の右下がりの需要関数を想定する限り需要量は減少する。したがって、国産品の市場供給量ないし金額は輸入減少分と等しくはならない。また、財の価格が1.0円から1.3円に上昇するということは、国内消費者が価格転嫁された関税分0.3円を負担することを意味する。(補論 I を参照)このことは「保護ノ目的ヲ以テセル課税」がすべて外国生産者の負担になるという『新報』の主張とは整合的ではない。『新報』がこのような誤りを犯した原因は、価格決定メカニズムについての議論がないまま、関税の経済効果について直観的な評価を行っていることにあった。以上のような『新報』の理論上の欠点をふまえ、関税の帰着に関する田口の反論を検討していく。

第1期の論争から約1年4ヵ月が経過した1882年4月,田口は『雑誌』に「海関税廃すべし」と題した論説を4回にわたって連載し,第2期の論争の火蓋を切った。そこでは,ふたたびミルの『経済学試論集』が批判されている。

¹⁵⁾ 前掲「何謂保護」『新報』第1号, p.4。

ミルは輸出税が課された場合に起こりうる結果として、(1)輸入国で当該財の価格は上昇するが、需要量は減少するため輸出金額は課税前より低下する、(2)価格上昇と需要量の減少が相殺され、輸出金額が課税前と同じになる、(3)輸入国の需要量は変化せず価格上昇分だけ輸出金額が増加する、という三つのケースを挙げている。3番目のケースでは、価格が変化しても輸入国の需要量が不変(価格に対して完全非弾力的)であることが暗黙のままに仮定されており、輸出税はすべて価格転嫁され、輸入国の消費者が負担することになる。

これに対し、田口は(2)、(3)のケースは非現実的な想定であり、価格は「其租税額丈け謄貴せ」ず「賣捌くべき分量の従前丈けを賣捌くこと能はずして、賣上金高は従前より減ずるあるも決して多きことなき」というケース、すなわちミルで言えばケース(1)を一般的だと考えていた。たとえば、自由貿易の下で、イギリスが単位当り価格1円の毛織物をドイツに輸出しているとする。ここで新たに輸出税50銭を賦課した場合、イギリスの生産者は税全額をドイツの消費者に転嫁することは不可能で、輸出税のうち「二三十銭は日耳曼人をして拂はしむるものにして其餘二三十銭は英國人が自ら其利を殺ぎて拂ふもの」となる。

それでは、このように輸出国の生産者も「其利益の一部を殺ぎて廉売し自らも其租税の負担者となる」のはなぜであろうか。それは「社會貧富の度は極めて少差異を以て併列せるものにして、之を有形體に譬ふれば極めて平斜なる圭柱状の如く」であるため、関税賦課により財の価格が上昇すれば「需要の減少することは明らかなる事實」だからである、と田口は論じている。

この「海関税廃すべし」における議論は輸出税に関するものであり、また『新報』を直接に名指しする批判は見あたらない。しかし、田口は「輸入税なるものは輸出税の裏腹なるものなり。我と通商する外國の輸出税なりと見做して可なるものなり」と述べ、輸入税と輸出税が税収の帰属を除けば同様の経済効果を持つことを指摘している。田口が批判したミルのケース(3)は、輸出税を輸入税に読みかえれば、価格変化に対して需要量不変とする『新報』と同じ仮定に立つものである。したがって、上述のような『新報』の理論的欠点をふまえ、田口がミルを仮想敵として『新報』を批判する意図を持っていたことは明らかであろう。

関税の帰着に関する田口の議論で注目すべき点は、「社會貧富」が「平斜なる圭柱状」に並列する,という表現を用いていることである。これは,田口が右下がりの需要関数を考慮した上で関税賦課の効果を論じていたことを意味している。ただし,関税がどれだけ価格転嫁されるか,という問題は,需要関数だけでなく供給関数の形状にも依存する。しかし「海関税廃すべし」をはじめとする第2期の論争では,この点について十分な説明は行われていない。需要関数に加えて供給関数の性質を明示し,需給均衡によって価格が決定されるというメカニズムについて,より明確な説明を行ったのは,約3年後に『雑誌』に掲載された「非海関税論」(1885年)においてであった。

田口は、まず需要について次のように説明している。社会はさまざまな段階の資産を有する人々

の集合であり、もっとも豊かな人と最も貧しい人とを比較すれば「其相懸隔すること極めて驚くべきもの」となる。しかし、ある階層と次の階層を比較した場合、その差は「殆んど分解すべからざる程のもの」で、より貧しい階層になるにしたがって、各階層に属する人数は増加していく。したがって、この状態を「物に譬ふれば恰も底の大なる圓錐形の如し」である。

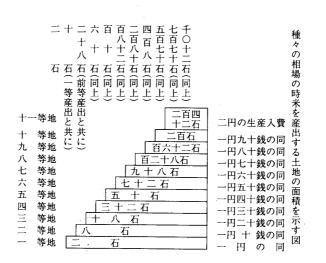
この需要に関する説明は「平斜なる圭柱状」と「底の大なる圓錐形」という表現上の違いはあるものの、「海関税廃すべし」における説明と同趣旨となっている。田口は、つづいて供給を決定する要因についても触れ、「資本の利息、労力の賃銀、運送費等」の合計である「生産入費」は一様でないこと、したがって「生産入費」の多少によって階層を分ければ「恰も前の圓錐形を顚倒したるが如きもの」になる。そして、需要者、生産者にこのような等級があるとすれば「需要と供給の相適合する割合は算數を以て確定する」ことができると述べている。

ここで主張されている需給均衡モデルがどのようなものであるか,田口が描いた図1を見れば, より明確になる。この図の上段に横向きに描かれている「圓錐形」は,各米価水準に対して米を購

1

义





入可能な資産等級に属するものの人数を表す棒グラフを積み上げたもので,下段の「圓錐形」は同様に各米価水準に応じて生産される米の石高を示している。ここで,各等級に属する消費者数は,たとえば5等なら25人というように当該等級の自乗,生産者数は等級の自乗の2倍として計算されている。また,上段の「米一石を食する人員」,そして下段表頭に書き込まれた石高は,それぞれある価格のもとで米を購入可能なものの人数(石高),供給可能な生産者の数(石高)の合計(需給のスケジュール)を表したものとなっている。購入可能な消費者は2.0円の1人(石)から価格が低下するにしたがって各等級に所属する人数が加算され,もっとも価格の低い1.0円では合計506人(石)となる。逆に供給可能な土地(生産者)は1.0円の2石から価格が上昇するにしたがって増加するように描かれている。すなわち,田口はこの図を用いて右下がりの需要関数,右上がりの供給関数を説明していたのである。

田口は続いて、図1に示された需要・供給関数を日本のものとし、さらに、日本と同一の人口・資産階層を持つ(したがって同一の需要関数を持つ)米の輸入国を考え、この国では米が生産されていないと仮定する。両国を合計すれば、それぞれの米価に対応した需要は、図示された石高(人数)のちょうど2倍(「日本の米敷は此二倍の消費者あり」)となる。田口はこのような1財2国モデルの数値例を用いて、輸出入税と国内税の比較を行っている。さらに詳細な検討は補論』に譲るが、これを要約すると田口の議論は次のようになる。まず、自由貿易の下では「米價一圓五十銭なる時産出の石敷百八十二石なり。而して此時日本の消費者九十一人、外国の消費者九十一人にして、都合百八十二人なれば恰も需要供給の適合せしを見る」とし、ある市場価格のもとで需要量と供給量が「相適合」する点に市場価格が決定されること、つまり需給均衡による価格メカニズムを明示している。その上で、田口は輸出入税の賦課を供給関数のシフトとしてとらえ、課税によってシフトした供給関数と需要関数との交点で定まる新たな均衡価格、数量を示すことにより、輸出入税がそれぞれ同等の税収を得ることのできる国内税(生産税、消費税)よりも生産者、消費者に与える損失(生産量、消費量の減少)が大きいことを導き出している。田口はこのような需給均衡理論の数値例による検討を根拠にして、輸出入税の賦課に反対していたのであった。

2.3 田口経済学の評価

比較生産費原理に基づく自由貿易の利益や関税賦課の経済効果など、国際貿易の基本的命題に関する田口卯吉の理解は、その論争相手であった『新報』と比較して、きわめて精緻なものであった。それでは、このような田口の経済理論は、『新報』以外を含めた邦人の経済論に対比して、どのように位置づけられるのであろうか。

前節で取り上げた「海関税廃すべし」から「非海関税論」とほぼ同時代,1880年代前半に刊行された森下岩楠『経済原論』 (1883年),松本直己『経済新論』 (1884年)などの代表的な経済書と田口

卯吉の諸著作とを比較した場合,際だった特徴として挙げられるのは,多くの経済書が「叙述的」であった,つまり文章のみによる説明を中心としているのに対して,田口は数値例を数多く示しながら議論を展開している点であろう。そのなかで特に注目すべき点は,需要・供給関数を明示した上で関税賦課の効果を理論的に論じていることである。

もちろん,価格決定メカニズムとしての需給均衡という考え方そのものは,すでに明治前半期の邦人経済書においても多く指摘されている。たとえば,1880年に刊行された福沢諭吉『民間経済録』における「品物潤沢すれば物価下がり,品物払底なれば物価上がる」「品物の潤沢すると払底するとに拘はらず,世間の人に之を所望する者も多きと少なきとに由て物価の高下することあり」という一節は,需給均衡による価格決定メカニズムを示したものとなっている。また森下岩楠『経済原論』(1883年)などにおいても同様の指摘がなされているなど,需給均衡による価格メカニズムは,田口の同時代人にとって,直観的にはすでに自明のことであったといえる。

しかし、そこで述べられている需給均衡論は、市場における価格決定理論にとどまるのが常であった。たとえば関税を賦課した結果、価格、取引数量にどのような変化が生じるのか、といった分析に需要・供給関数を応用した例は、管見の限り田口の著作のほかには見られない。前節でみたように、田口は国際収支の調整については、典型的な古典派の貨幣数量説にしたがって説明している。しかし、需給均衡図式を数値例を用いて示し、政策分析―関税賦課の効果―に応用したという点で、田口卯吉は単なるイギリス古典派経済学の祖述に終始したわけではなく、マーシャル流の部分均衡分析を先取りしていたと評価できる。

3. 経済理論と政策提言

3.1 関税撤廃運動と田口卯吉

明治期の日本が欧米諸国との協定により、低い関税障壁を甘受してきたことはよく知られている。1899年の関税定率法施行まで、日本が独自に輸入税率を変更することはできず、それ以前は低い輸入税率に加えて多くの輸出商品にも従価5%の輸出税が賦課されていた。条約改正なしには輸入関税率の引き上げが事実上不可能な状況の中で、輸入防遏・輸出振興による国内産業の育成を望む人々は、税率変更に協定相手国の承認を必要としない輸出税の全廃運動に結集していった。

1880年代後期から、各地域の輸出産業団体は個別に輸出税撤廃の請願・建議を行っていたが、このような個別の運動を結集し全国規模の輸出税全廃運動の中心となったのは田口卯吉の主宰する『東京経済雑誌』であった。『雑誌』はしばしば輸出税全廃論を掲載したばかりではなく、その呼び

¹⁶⁾ 福沢諭吉『民間経済録』1877年(『福澤諭吉選集』第8巻,岩波書店,1981年,所収)第7章「物価高下の事」,pp.34-35。

かけによって1891年には全国組織として輸出税全廃同盟会が結成された。そして翌92年に同会規約が設けられると,田口自ら理事長に就任している。このような田口の行動は、輸出入税を「人民の損失」とする自らの理論を現実の政策に反映させるために輸出税全廃運動の先頭に立った,と理解することも可能であろう。しかし,これまでに見た田口の貿易・関税に関する議論,そしてまた田口を「一貫した自由貿易主義者」とする従来の評価からすれば,輸出税全廃運動のみを積極的に組織し,自由貿易論者のもっとも基本的な主張だと思われる輸入税撤廃についてなんら具体的な行動を起こさないのは疑問である。

たしかに、田口は「非海関税論」(1885年)において、「今日にして速かに殷富に進まんと欲せば豈に夫れ海關税を撤去し、外國交易を拡張するの一事にあらずや。鳴呼世界の後途悠久知るべからず、然れども海關税の到底廢棄に至るや余輩之を断言するを得べきを見るなり。唯々其速かならんことを希望す」と、強い調子で輸出入税の撤廃を主張している。しかし、「非海関税論」の3年前、また3年後に田口は次のように論じている。(傍点は引用者)

「余輩の此論 [関税撤廃:引用者注] を發する所以のもの決して其實行を今日に望むにあらざるなり、實に後世に期するなり」「海關税法の有害なること果して余輩の信ずるが如き者ならんには、到底廢棄せざる可からざる者たり。之を期するに歳月の久しきを以てし、漸次之を減省免除して他の寡害なる租税と變ぜば如何に社会の組織に浸染すること久しと雖も、豈に能く激變の災を世に發せしむることあらんや」

「此事 [輸出税全廃:引用者注] や我經濟雜誌多年の希望の一にして,今我内閣中此議ある由を聞くは,余輩の歓喜措く能わざる所なり,元来余輩は我が日本を以って東洋の中心市場となさんと欲するに熱心なるものあれば,最も希望する所は海關税を全廢するにあり,然れども余輩は此言の決して当今に行わるることを期せざるなり」

以上の引用に明らかように,田口は自らの理想,ないし究極的な目標としては,輸出税,輸入税 双方の撤廃を掲げているが,必ずしも両関税の即時全廃を主張していたわけではなかった。むし ろ,関税即時全廃は「激變の災」をもたらすという認識を示している。つまり,田口は必ずしも完 全な自由貿易の実現,すなわち輸出入税の即時全廃を首尾一貫して主張していたのではなかった。 自由貿易の利益を説く理論的厳密さとは裏腹に,田口の関税撤廃に関する政策論は現実妥協的なも のであった。

田口がこのような現実的な態度を取ったひとつの理由としては,「不平等」条約による低い関税 障壁のもとで,当時の日本が事実上の自由貿易状態にあった,ということを考慮する必要があるだ

¹⁷⁾ 輸出税全廃運動の経緯については,山口和雄「日本における輸出税全廃の経緯」大塚久雄・武田隆夫 (編)『帝国主義下の国際経済』東京大学出版会,1967年を参照。

¹⁸⁾ 前掲「海関税廃すべし」

^{19) 「}輸出税廃止の議内閣に起る」『東京経済雑誌』(1888年11月3日)

ろう。実際,輸出税全廃を主張した1893年の「日本は自由貿易より甚しき政策を執る者也」と題した『雑誌』掲載記事の中で,田口は「日本現時の有様は實に自由貿易の有様なり」と論じ,さらに次のように述べている。

「豊に単に自由貿易のみならんや、我が邦の行ふ所は之より甚きものなり。我邦は五分の如き軽税を以て輸入を許すのみならず、輸出にも五分の重税を課して以て之を防遏するものならずや」

田口の現状認識は「自由貿易より甚しき政策」という題名にもっとも端的に現れている。しかし、第2節および補論で検討した田口の関税理論に照らしてみれば、輸出税を5%賦課することも、輸入税を5%賦課することもそれぞれ生産者、消費者に同様な弊害をもたらすことになるから、輸入税が重税、輸出税が軽税と論じることは、田口自身の理論的主張に照らして明らかに矛盾している。このことは、「日本は自由貿易より甚しき政策を執る者也」と同年に発表された福沢諭吉『実業論』と対比することによって、さらに明確に理解できるだろう。福沢は同書の中で「我輩は先づ日本の無税港即ち海関税全廃を主張する者なり」としてその理由を以下のように論じている。

「製造業の未だ開けずして、外国と競争の見込みなき国柄にては、之を保護税と名け、貿易の路に恰も妨害物を横たへて自国製造の発達を助るものあり。自から臨時の経済策と難も、我日本国の製造業は、前途の望みに乏しからずして、保護税の必要なきは実業界の実際に示す所のみならず、仮りに一歩を譲りてこれを必要なりとするも、海関の三分税は、果して保護の目的を達して、由て以て内国の製造を庇蔭したることあるや否やと尋るに、我輩は先づ以て其事なしと答へざるを得ず」

当時の低率な輸入税は国内産業保護に実効力がない,という意味で当時の日本を事実上の自由貿易状態とする点では,田口と福沢は同様の認識を示している。しかし,現実の政策に対する両者の主張は大きく異なったものであった。田口が輸出税のみの撤廃を主張したのに対して,福沢は「我が諸港を放開して輸出入の関税を全廃」することを主張していたのである。もっとも,福沢の主張もその生涯を通じて終始一貫していたものではなく,関税全廃の旗幟を鮮明にしたのは『実業論』がはじめてであった。したがって重要なことは,田口,福沢のどちらがより自由主義的であったかということではなく,両者を対比することによって,「観念的であり,非現実的」な自由貿易論者と目されてきた田口に,これまでとは異なった評価を与えることができる,という点にある。

3.2 関税定率法施行以後

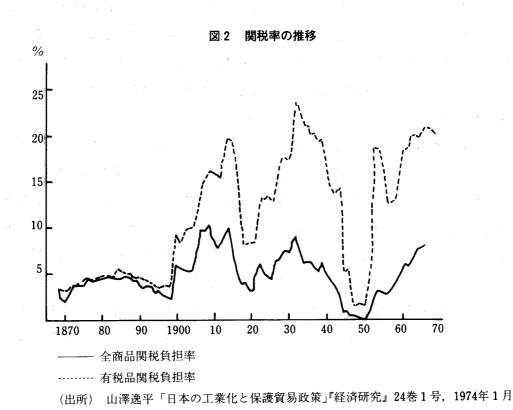
^{20) 「}日本は自由貿易より甚しき政策を執る者也」『東京経済雑誌』(1893年12月23日)

²¹⁾ 福沢諭吉『実業論』1893年(『福澤諭吉選集』第8巻,岩波書店,1981年,所収)

²²⁾ 大島清・加藤俊彦・大内力『明治のイデオローグ』東京大学出版会, 1983年, p.180。

田口卯吉が「日本は自由貿易より甚しき政策を執る者也」を発表した6年後の1899年1月に関税定率法が施行され、また同年7月には輸出税が全廃されることとなった。図2には全商品平均関税率,有税品平均関税率の明治初年からの推移が示されている。この図から明らかなように、関税定率法施行以後、低水準にあった日本の輸入税率は急激に上昇を始めている。また、この上昇の過程において、全商品平均関税率と有税品関税率が乖離していくことが顕著な特徴としてあげられる。このような全商品、有税品関税率の乖離は、それまでの一律従価相当5%から、原材料には0~5%、半製品には10%、最終財には15~20%というように、加工度に応じた段階的な課税に変更されるなど、輸入品に対する関税の差別化が進んだことに起因する。税率の全体的な上昇と、加工度に応じた逓増的関税構造は、関税自主権を回復した日本がしだいに保護主義へと傾きつつあったことを示しているといえよう。

関税定率法施行以後,日本が事実上の自由貿易状態から保護貿易主義に傾きつつある状況の中で,田口はどのような態度を取ったのであろうか。結論から言えば,彼は印刷料紙,生糸,生卵などごく少数の品目について輸入税免除,増徴反対を主張したものの,上述のような税率の全体的な



²³⁾ この点については、山澤逸平『日本の経済発展と国際分業』東洋経済新報社、1984年、第7章を参照。

上昇と逓増的関税構造についてはなんらの反論も批判も与えていない。田口の死の前年,1904年に発表された「保護政策の実験時代は来れり」においても,冒頭で「従来自由貿易保護政策の論諍は,我が邦に於ては一種机上の空争に過ぎざるもの」であったが,いまや「自由貿易保護政策の論諍は始めて實地問題の論諍」であり,「余輩は如何に當今に於て保護論の旺盛なるも,将来に於ては自由貿易の全勝を豫期するもの」と自らが自由貿易論者であることを主張している。しかし,この記事自体はあらたな輸入米課税にのみ反対するものであり,関税政策全体が保護主義化していることについての具体的批判はまったく行っていない。田口は理想として自由貿易を掲げていた。しかし,現実への政策的対応という切迫した要請から,かれは自らの理想から隔たった立場を取らざるをえなかったのである。

3.3 自由貿易論と外交・財政政策

生涯を通じ自由貿易主義を掲げた田口が、政策的発言においてはその理念から乖離した立場を取 り続けた理由を理解するためには,かれが関税を単に貿易政策の手段としてではなく,財源として 考慮せざるをえなかったことをあげなければならない。田口は1890年に東京府会議員に選出されて 以来,東京府会,市会議員を務めたほか,1894年から1905年に50歳で没するまで衆議院議員として 活躍したが,その議員活動において彼がもっとも熱心に取り組んだのは,地方税・国税の改革,歳 出の削減などの財政問題であった。1894年,衆議院議員に立候補するにあたって帝国財政革新会を 組織した田口は、輸出税全廃を唱えたほか、地祖減税には反対し、また菓子税・車税の廃止、府県 26) 監獄費国庫支弁などを方針に掲げている。他方,田口は外交政策において対外強硬論を唱えていた ため、歳出の中で大きなウエイトを占める軍事支出の削減を強く主張することはできなかった。地 租減税には反対していたとはいえ,歳入の減少を招くこれらの主張を行っていたかれの立場からす れば、表1に見るとおり、日清戦争当時の中央政府の租税・印紙収入において、地租(1893-95年度平 均54.1%), 酒造税 (同23.4%) についで大きな財源であった輸入税 (同5.3%) の即時全廃を前面に押 し出すことは、自らの政策主張の矛盾を露呈する危険をはらんでいた。財政を圧迫せずに対外強硬 論を維持し、さらに自由貿易論と整合的であるために最終的に選択されたのが、「我日本も亦輸出 税を全廢し,貿易の發達を謀れば,其輸入税も増加し,能く巨大の海軍を養ふに至るや疑ふべから ざるなり」という主張であったと考えられる。

²⁴⁾ 関税定率法施行以後に発表された田口の関税免除論としては、「印刷材料の輸入税免除論」『東京経済雑誌』(1899年3月4日)、「生糸輸入税を免除すべし」『東京経済雑誌』(1899年4月15日)、「生卵輸入税増徴の議を排す」『東京経済雑誌』(1902年1月25日)、「保護政策の実験時代は来れり」『東京経済雑誌』(1904年12月31日)などがあげられる。

²⁵⁾ 前掲「保護政策の実験時代は来れり」

²⁶⁾ 田口卯吉演説『帝国財政意見』大阪経済社,1894年(『鼎軒田口卯吉全集』第6巻,吉川弘文館,所収)

^{27) 「}海関税と軍事費との割合」『東京経済雑誌』(1894年3月17日)

条約改正交渉の進展を背景として、関税低率法制定による輸入税の増税が行われると、輸出税が 撤廃されたにもかかわらず、関税収入は租税・印紙収入の10.0% (1900-02年度平均)を占めるように なった。他方で、日清戦後経営の一環として行われた税制改革によって、地租の相対的なウエイト

表1 中央政府歳入に占める租税・印紙収入

(単位 1,000円)

	1893-95年度平均	構成比		1900-02年度平均	構成出
地 租	38,931	54.1%	地 租	46,630	30.2%
所 得 税	1,363	1.9%	所 得 税	6,889	4.5%
酒 造 税	16,839	23.4%	営 業 税	6,437	4.2%
酒精 営業税	6	0.0%	酒 税	57,350	37.2%
鬼 営業 税	32	0.0%	醬油 税	3,391	2.2%
煙 草 税	2,687	3.7%	砂糖消費税	1,586	1.0%
証券 印税	818	1.1%	売 薬 営 業 税	122	0.1%
酱 油 税	1,393	1.9%	鉱 業 税	705	0.5%
菓 子 税	640	0.9%	取引所税	959	0.6%
中縄県酒類出港税	21	0.0%	沖縄県酒類出港税	141	0.1%
米 商 会 所 税	31	0.0%	北海道水産税	123	0.1%
朱式取引所税	33	0.0%	北海道地方税	32	0.0%
反 引 所 税	509	0.7%	兌 換 銀 行 券	1,407	0.9%
国立銀行税	221	0.3%	旧税追納	4	0.0%
克 薬 税	695	1.0%			
沿 税	283	0.4%			
東 税	816	1.1%			
拡 業 税	222	0.3%		•	
比海道水産税	302	0.4%			
守 猟 免 許 税	50	0.1%			
丰馬売買免許税	76	0.1%			
兑换銀行券発行税	139	0.2%			
内国税合計	66,107	91.8%	内国税合計	125,786	81.5%
毎 関 税	5,889	8.2%	関 税	15,381	10.0%
(輸出税	2,090	2.9%)			
(輸 入 税	3,798	5.3%)			
			屯 税	361	0.2%
租税合計	71,997	100.0%	租税合計	141,529	91.7%
			印紙収入	12,804	8.3%
			総計	154,333	100.0%

出所 大蔵省『明治・大正・昭和 国の財政一覧』1952年

東洋経済新報社(編)『明治大正財政詳覧』同社,1926年

注 1) 構成比は租税・印紙収入に占める比率。

²⁾ 各税目の合計値が合計・総計欄と一致しないのは、丸めの誤差による。

28)

は30.2%に減少していたから,結果として酒税,関税の歳入における重要性は高まっていた。田口は対露関係についても主戦論を唱えており,関税が財源として無視することのできない役割を担っていた状況の下では,たとえ関税政策が保護主義的傾向を強めても,自らの理想である自由貿易を現実の政策提言として強く主張することはできなかったのである。このような視点から見れば,田口の輸入税撤廃に対する現実的な態度は理解し易いものとなる。

4. 結 語

本稿は、まず第1に田口卯吉がリカードと同様な自由貿易の利益を主張しており、さらに関税の経済効果についてはマーシャル流ともいえる需要・供給関数を用いて分析を行っていたことを明らかにした。また、第2には、生涯を通じ自由貿易主義を掲げた田口が、実際には関税政策の保護主義化を事実上容認し、その理念と乖離した立場を取り続けていたことを指摘した。そして、田口が自らの外交・財政政策論を維持するためには、輸入関税を財源として考慮せざるをえなかったことを明らかにした。自由貿易論を唱える経済学者として田口を見た場合に現れる理論的主張と政策的主張とのギャップは、いわばかれがおこなった政策提言全体の整合性を保つためのものであったと考えられる。

なお、本稿では特に国際分業論(比較生産費原理)と貿易政策論(関税賦課)に焦点をあてたが、田口の理論的、政策的な主張を総合的に理解するために重要であると思われるのは、かれの金融論(貨幣制度、国際収支の調整過程)についての議論を検討することである。田口は基本的には複本位制論者であったと考えられるが、その主張が外交、財政政策とどのように関連づけられていたのか、という点を明らかにすることが今後の課題となろう。

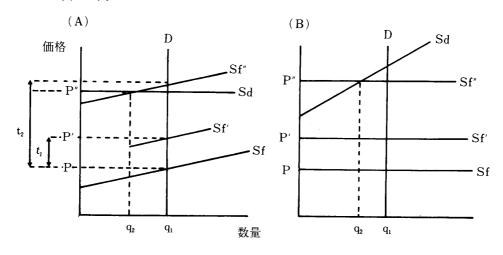
補 論

I. 『東海経済新報』における関税賦課の議論

『新報』の議論を部分均衡図式によって理解し、問題点を明らかにするために図3A, Bを用意した。Dは国内の需要曲線を、Sf, Sdはそれぞれ輸入製品、国産製品の供給曲線を表している。まず輸入税が収税目的の軽税である、つまり輸入品が国産品よりはるかに安価であり、輸入税を賦課しても国産品が市場から排除され、税が全額価格転嫁されるのは、国内の需要曲線Dが図示のとおり完全非弾力的な場合である。輸入税がすべて価格転嫁されるケースとして、需要曲線Dが通常の負

²⁸⁾ 日清戦後経営における税制改革の具体的内容については、拙稿「棉花輸入税撤廃の政治過程」慶應義塾福澤研究センター『近代日本研究』第7巻(1991年3月)を参照のこと。

図3 関税賦課の経済効果 - 東海経済新報のケース



の弾力性を持つ曲線であり、 S_i が完全弾力的な場合を考えることも可能である。しかし、2.2節で見たように、『新報』は課税後の国産品供給「額」はちょうど輸入減少「額」に相当するとしている。「額」が金額、数量いずれを意味するのかは明確ではないが、この不明確さはそもそも価格変化が需要に与える影響を考慮せず、漠然と需要量不変を仮定したことに起因すると思われる。したがって、ここでは完全非弾力的な需要曲線を想定することとした。図3では輸入品の供給曲線 S_i が正の価格弾力性を持ち、国産品の供給曲線 S_i が完全弾力的なケースをAとし、Bでは逆に輸入品の供給曲線が完全弾力的、国産品の供給曲線の弾力性が正となるケースを想定している。自由貿易下においては、この財の価格はDと S_i の交点pで均衡し、供給曲線 S_a を持つ国内生産者が価格pで生産を行うことはできない。ここで輸入税 t_i が賦課されれば輸入品の供給曲線 S_i は S_i にしシフトし、新たな均衡価格はp'となる。課税後の均衡価格p'においても国産品は依然として市場に参入することは不可能である。また市場価格はpからp'へ、ちょうど税額 t_i だけ上昇することより、輸入税はすべて国内消費者に帰着する。

つぎに輸入税が国内産業「保護ノ目的ヲ以テセル課税」のケースを考える。輸入税 t_2 が賦課されれば,輸入品の供給曲線 S_t は S_t "にシフトする。図 3 Aでは,課税前の輸入量 q_1 は課税後に輸入量 q_2 に減少し,ちょうど輸入量減少相当分(q_1-q_2)だけ国産品が消費されることになる。しかし,この場合にも価格は p" まで上昇するため,(p"p0 は国内消費者の負担となり,外国業者の輸入税負担は($p+t_2-p$ ")にすぎない。(p0 場合,課税後の価格は p0 (p0 となる。よって,輸入量は(p0 はp0 以国内生産量は p0 となり,輸入税 p0 はすべて国内消費者に帰着する。)したがって,『新報』が主張するような,収税のみを目的とする軽微な輸入税が全額国内消費者負担となるという結論を導く

^{29) 『}新報』は課税後も国内市場に輸入品が存在することを仮定しているのであるから、S₄とS₄がともに 正の弾力性をもっている,またはともに完全弾力的であるケースについては想定しないこととする。こ れらの場合には,ある課税点で輸入100%から自給100%に転換するため,輸入品,国産品が市場でシェ アを分け合うことはないからである。

ための需要・供給関数の性質に関する仮定を採用する限り,国内産業保護税がすべて外国生産者の 負担となるという『新報』の主張は誤ったものであるといえる。

Ⅱ. 田口卯吉の関税賦課に関する議論

田口の関税賦課の経済効果に関する主張を検討するために,仮設例と図1の数値例にしたがって描いたのが図4である。この図の左半分には,日本の需要曲線 D_d と供給曲線Sが,右半分には外国の需要曲線 D_t が示されている。そして,需要曲線 D_d は両国の需要を合計したものとなっている。

図 4 で供給曲線を段階状に描いたのは,それぞれの等級に属する耕地の米穀供給が,生産可能な石高の範囲内で価格に対して完全弾力的な性質を持つと田口が仮定していたことによる。(たとえば米価1.5円のとき,この価格に対応する 6 等の耕地が供給可能な石高は最大72石である。したがって,価格 1.5円のとき,図 4 の曲線 S Sに示されているように,5 等までの累積量110石から110+72=182石までの範囲で完全弾力的となる。)他方,田口は需要について,たとえば1.54円のときは等級換算で5.6等と考え,この価格に対応する需要は「五,六の自乗に二を乗じ之に百十石を加えたるもの也」,すなわち $(5.6)^2 \times 2 + 110 = 172.72$ 石になると論じている。田口は図 1 において価格と消費者数の関数を離散型(1 円きざみ)として描いているが,この記述は,かれが連続型の消費・需要関数を考えていたことを示している。図 4 で需要関数 D を階段状とするのではなく,負の弾力性を持つ連続的な曲線

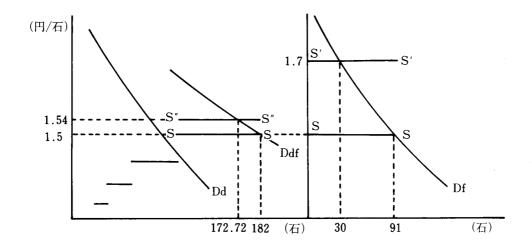


図4 関税賦課の経済効果 — 田口卯吉のケース

³⁰⁾ ただし、この田口の計算方法は誤っており、需要関数は連続とはならない。田口が数値例で示した需要関数 D_{df} は、等級をn、価格をpとすれば、

 $D_{df}=2\,D_{d}=2\,\mathring{\Sigma}\,k^2=n\cdot(n+1)\,(2\,n+1)\,/3=(21\,p-10\,p)\,(22-10\,p)\,(43-20\,p)\,/3\,\cdots\cdots(1)$ と表すのが正し、(1)式にn=5.6, またはp=1.54を代入すれば、需要量は150.304石となる。したがって、図 4 における D_{df} とS"の均衡数量も正確には150.304石であるが、説明の便宜上、田口にしたがって172.72石とした。

として描いたのもこの理由による。

この図4を用いて「非海関税論」において田口が行った輸出入税と国内税の比較を検討していく。まず、自由貿易の下では2.2節で見たように、米価1.5円で需要は182石(国内需要91石、国外需要91石)、供給も182石となって需給は均衡する。すなわち、図4でいえば、供給曲線Sと需要曲線Dakは米価1.5円、取引量182石の点で交わることを意味する。ここで、日本が米1石あたり0.2円の輸出税を賦課したとする。このとき一石あたり1.5円のコストで生産していた6等地の生産者は0.2円の輸出税賦課により1.7円で輸出することになる。米の輸入国においては、米価上昇により供給曲線Sが0.2円分だけ上方にシフトし(図中S')、需要曲線Dakとの新たな均衡数量は30石へと変化する。この結果、米穀生産は「六等地の内六十一石即ち九十一圓五十銭の産出高減少」となり、総生産高は自由貿易時の182石から121石(国内需要91石と輸出30石の合計)へと減少する。他方、日本政府は税収として6.0円(0.2円×30石)を得ることになる。

これに対し、日本国内で生産税として 1 石あたり0.04円を賦課した場合を考える。生産税の賦課により供給関数S は0.04円上方にシフトし(図中S"),需要関数 D_{df} との新たな均衡数量は上述のように172.72石となる。この結果,米穀生産の減少は9.28石で,政府は6.9円(0.04円×172.72石)の税収を得る。輸出税と生産税とを比較すれば,生産量の減少は生産税の方がより少なく,「海關税に於ては多く外國人をして租税を負担せしむと雖も我國人の其害を蒙むること内地税より多」い,ということになる。

続いて、田口は同じ数値例を用いて、輸入税についても検討している。上述の数値例で日本の輸出税0.2円を米の輸入国側の輸入税0.2円と読み替えれば、日本が輸出税を賦課した場合と同様、輸入国における米価は1.7円、需要は30石となり、輸入国の政府は税収6.0円を得る。しかし、もしここで輸入税を0.1円へと減税すれば、米価1.6円、需要55石となることより、より小さい「人民の損失」で、政府は税収5.5円を得ることができる。よって「軽税の利ある以て知るべし」というのが田口の主張であった。

なお、以上の仮説例では段階状の供給関数を前提としているため、輸出入税0.2円は全額価格転嫁され、本稿2.2節で取り上げた「海関税廃すべし」における説明と矛盾することになる。しかし、このような問題は生産者の等級をさらに細分化するか、あるいは輸出入税の数値例をもっと大きめにとれば回避される。ここで生産者を11等級に分けたのは説明の便宜のためであり、本質的な矛盾ではないと考えてよい。

[大学院商学研究科後期博士課程]

³¹⁾ 前注の計算より、生産税を賦課した場合の生産量の減少は31.696石、税収は6.01216円となる。この場合でも田口の導いた結論に影響はない。